## 大野町商工会会員事業所の皆様へ

## 商工会に融資のご相談窓口を設置しています

- ・新型コロナウイルスの影響で売上がさらに減少して困っている
- ・融資を受けたいが、制度がわからない
- どこへ相談にいっていいかわからない

大野町商工会では資金繰りを支援する融資制度を斡旋・紹介しています。新型コロナウイルス感染症によって、さらに影響を受けている事業者については<u>下記の特別貸付が対象となります。</u>

また、この制度は当面年末まで継続されます。

## 【コロナマル経融資】(小規模事業者経営改善資金の拡充:無利子無担保融資)

・当初3年間 利率 0.31% (当初3年間は基準利率 1.21%から 0.9%引下げ) (6月8日現在) **さらに直近の売上が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たせば、国が利 子補給制度を行うので、実質的に3年間無利子で融資を受けられます** 

・小規模の個人事業主:▲5%・小規模の法人:▲15%・その他:▲20%

・融資限度額は1,000万円

・貸付期間:設備10年(据置4年以内) 運転7年以内(据置3年以内)

ご相談:大野町商工会まで

## 【新型コロナウイルス感染症特別貸付】(国民生活事業:無利子無担保融資)

・当初3年間 利率0.36%(当初3年間は基準利率1.26%から0.9%引下げ)(6月8日現在) **さらに以下の要件を満たせば、国が利子補給制度を行うので、実質的に3年間無利子(無利子限 度額:6,000万円)で融資を受けられます。** 

・小規模の個人事業主: ▲5% ・小規模の法人: ▲15% ・その他: ▲20% 融資限度額は8,000万円(6,000万円を超える部分の金利は基準金利の1.26%) 貸付期間:設備20年 運転15年以内(据置は最大5年以内)

ご相談:日本政策金融公庫 岐阜支店まで ※中小事業は別途ご相談ください

※コロナウイルス感染症対策のマル経制度の詳しい内容については、商工会までお問合せください。

大野町商工会 TEL:32-0667 FAX:34-3370